

当裁判所が昭和二五年五月二三日した昭和二四年新(れ)第五一八号傷害被告事件の決定に対し、右申立人から決定訂正の申立があつたがその必要を認めないので全裁判官一致の意見により主文のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和二五年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷 川	太 一 郎
裁判官	井 上	登
裁判官	島	保
裁判官	河 村	又 介
裁判官	穂 積	重 遠